

骨髄等の移植を完了したドナーに、助成金を交付します

骨髄移植ドナー等支援事業

白血病などの血液疾患により非血縁者間の骨髄移植や末梢血幹細胞移植を必要としている方は、全国で毎年 2,000 人を数えます。また、骨髄の提供には年齢制限があるため、若い方のドナー登録を増やすことが必要です。ドナー登録者を増やし、一人でも多くの尊い命を救うため、骨髄または末梢血幹細胞の提供を完了した方に対して助成金を交付します。

※血縁者間の骨髄・末梢血幹細胞の提供をした方は対象外です。

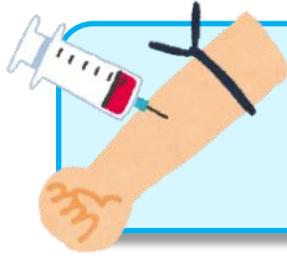
対象者	(1)骨髄等の提供を完了した時点で新宿区に住民登録があるドナー (2)上記ドナー（個人事業主を除く）が勤務する事業所
助成金の交付額	骨髄等の提供のために必要な、以下の通院等の日数 1 日につき 2 万円（ドナーが勤務する事業所については 1 万円）。ただし、上限は 7 日間とします。 (1)健康診断のための通院 (2)自己血貯血のための通院 (3)骨髄等の採取術のための通院・入院 (4)その他新宿区長が必要と認める行為のために要した日数
申請期限	骨髄等の提供を完了した日から 1 年
申請方法	以下の必要書類を、新宿区健康部保健予防課へ提出してください（郵送でも可）。 (1)新宿区骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書(ドナー用もしくは事業所用) (2)骨髄等の提供が完了したことを証明する、公益財団法人日本骨髄バンクが発行する証明書 (3)本人を確認するための書類（マイナンバーカード、運転免許証等の写し） (4)ドナーとの雇用関係を証明するもの(例：在職証明書、雇用証明書) (5)個人情報提供に係るドナーの同意書 ※(4)(5)は事業所が交付申請する場合のみ ※交付決定後、新宿区骨髄移植ドナー等支援事業助成金請求書（ドナー用もしくは事業所用）を提出してください。

【問合せ先】新宿区健康部保健予防課保健相談係（〒160-0022 新宿区新宿 5-18-21）

電話：03-5273-3862 FAX：03-5273-3820

（令和 6 年 4 月作成）

《ドナー登録から移植までの流れ》



骨髄移植ドナー登録

善意の自由意思によって登録が行われます。

※登録は18歳～54歳まで

患者と適合

ドナー候補者に選出

ドナー候補者に選ばれた方は、日本骨髄バンクよりご連絡があります

※提供は20歳～55歳まで、候補とならなかった方は、満55歳の誕生日で登録取り消し

確認検査・最終同意

骨髄提供者として決定



【決定後に必要な通院・入院】 ※骨髄提供の場合

- ① 健康診断 : 提供日の約1か月前に実施
提供後1～4週間後にも実施
- ② 自己血輸血のための採血 : 提供日の3～4週間前に実施
- ③ 骨髄採取 : 通常3泊4日の入院

患者



移植



新宿区内のドナー登録窓口

※令和6年4月現在

窓口名	住所	ドナー登録受付時間	問合せ先
新宿東口献血ルーム	新宿 3-17-5 T&TⅢビル 5F	9:00～17:00 (12/29-1/3 除く)	赤十字血液センター 骨髄ドナー登録事業 ☎:03-5272-3528
都庁献血ルーム	西新宿 2-8-1 都議会議事堂地下 1F	9:30～12:15/13:30～17:00 (火、土日祝、12/29-1/3 除く)	
新宿西口献血ルーム	西新宿 1 丁目西口地下街 1 号	11:00～12:45/14:00～17:00 (12/29-1/3 除く)	

ドナー登録は、命のボランティアです。みなさまのご協力をお願いいたします。